

「川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年6月16日

青森県西北農林水産事務所長

記

1 業務名

川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、川尻排水機場地区湛水防除事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業の採択審査等に適応する資料の作成を目的とする。

(2) 概要

調査業務	一式
測量業務	一式
調査計画業務	一式

3 応募資格等

別添川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所（農村整備五所川原庁舎）

T E L 0173-35-7172

メールアドレス seihokunourin_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 後藤、工藤

川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託 応募要領

1 業務名

川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、川尻排水機場地区湛水防除事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業の採択審査等に適応する資料の作成を目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

令和8年3月30日（月）

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士及びR C C M（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

カ 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第１号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

（２）提出期間

令和７年６月１７日（火）から令和７年６月２６日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前９時から午後５時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）６の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去１０年間ににおける同種業務の実績（企画提案書様式２）

前年度から過去１０年間ににおける３に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式３）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式４）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

エ その他応募要領において特に指示された事項

（２）提出方法

様式第２号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により１部提出すること。（提出期間内に必着のこと）

ただし、提出する企画提案書は、１者につき１点に限る。

（３）提出期間

令和７年６月１７日（火）から令和７年６月３０日（月）まで

休日等を除く毎日午前９時から午後５時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去１０年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- （１）契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を８の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- （２）審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和７年７月７日（月）までに通知（様式第３号）する。
- （３）契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日等を除く。）以内に西北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所（農村整備五所川原庁舎）

T E L 0173-35-7172

メールアドレス seihokunourin_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 後藤、工藤

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前９時から午後５時まで

- （４）西北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- （１）提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- （２）参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- （３）提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- （４）参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- （５）受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- （６）参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- （７）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- （８）契約締結後、本業務で取得した著作権については、西北農林水産事務所長が継

承するものとする。

- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年6月26日(木)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、22,638千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、西北農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
- ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所(農村整備五所川原庁舎)

T E L 0173-35-7172

メールアドレス seihokunourin_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 後藤、工藤

(別添資料)

本 地 区 の 概 要 等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号 西農水（整五委）第11号

業務名 川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託

業務場所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町地内

履行期限 令和8年3月30日（月）

川尻排水機場地区湛水防除事業調査計画委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、「測量業務共通仕様書」、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、川尻排水機場地区湛水防除事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業の採択審査等に適応する資料の作成を目的とする。

(業務場所)

第3条 業務場所は西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町地内で、別添位置図に示すとおりである。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第4条 本業務の設計に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第5条 本業務における作業条件は次のとおりである。

項 目	内 容
1 基本条件	・ 湛水防除事業の新規採択地区として、国の審査及び申請資料に適応する内容であること。 ・ 各種資料作成に当たっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2 調査業務	・ 作業目的を十分理解し、後続の作業に支障とならないよう留意すること。
3 測量業務	・ 作業目的を十分理解し、後続の作業に支障とならないよう留意すること。
4 調査計画業務	・ 農村地域防災減災事業実施要綱等を参照し、基準を満たす事業計画を作成すること。

(参考図書)

第6条 業務の参考にする図書は、共通仕様書のほか、次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
青森県公共測量作業規程	青森県	平成20年6月
青森県農業農村整備事業 設計積算の手引き	青森県農村整備課	令和6年4月
改訂版 新たな土地改良の効果 算定マニュアル	(株)大成出版社	平成27年9月
治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省水管理・国土保全局	令和6年4月
治水経済調査マニュアル（案） 各種資産単価及びデフレーター	国土交通省水管理・国土保全局	令和6年6月
土地改良事業計画書記載要領	青森県農村整備課	平成19年3月
その他	＜調査職員が指示したもの＞	

(貸与資料)

第7条 貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料 名	部 数	備 考
川尻地区財産譲与資料	1	

(参考図書及び貸与資料の取扱)

第8条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 参考図書は作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には調査職員と協議する。
3. 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 業務の内容

(業務概要)

第9条 本業務の概要は次のとおりである。

項 目	内 容
1 調査業務	機能診断調査 1 式
2 測量業務	基準点測量 1 式 路線測量 1 式 現地測量 1 式
3 調査計画業務	ポンプ場基本設計 1 式 湛水解析 1 式 機能診断 1 式 事業計画資料作成 1 式

(作業項目及び数量)

第10条 本業務における作業項目、数量は次のとおりである。

1 調査業務

項 目	内 容	数 量	備 考
機能診断調査		1 式	
(1)排水機場		1 式	
現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。	1 施設	点的構造物
近接目視	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	1 式	点的構造物、 47 m ²
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。	5 測点	

中性化深さ試験 (ドリル法)	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。(NDIS 3419)	5箇所	
(2)水門設備		1式	水路ゲート
現地踏査	事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査することで、現地調査に伴う現場条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、現地調査箇所や調査項目、調査方法を決定する。	1式	2門
概略診断調査	事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録等から設備の状態、機能を確認する。	1式	2門
(3)用排水ポンプ設備		1式	
現地踏査	事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査することで、現地調査に伴う現場条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、現地調査箇所や調査項目、調査方法を決定する。	1式	横軸、2台
概略診断調査	事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録等から設備の状態、機能を確認する。	1式	横軸、2台

2 測量業務

項 目	内 容	数 量	備 考
(1)基準点測量		1式	
3級基準点測量	既設の基準点(三角点・電子基準点等)を基に新しい基準点を設置し、新点の位置(座標及び標高)を求める。	3点	永久標識設置なし

4 級基準点測量	既設の基準点(三角点・電子基準点等)を基に新しい基準点を設置し、新点の位置(座標及び標高)を求める。	17 点	
(2) 路線測量		1 式	
作業計画	測量作業に先立ち、作業の全体計画を樹立する。	1 式	
現地踏査	測量作業に先立ち、現地踏査を行い地区の現況を把握する。	0.400km	
縦断測量	計画路線の縦断測量を行い、図面を作成する。	0.400km	
横断測量	計画路線の横断測量を行い、図面を作成する。	0.400km	幅 95m~105m 間隔 50m
(3) 現地測量			
現地測量(Ⅰ)・(Ⅱ)	計画に必要な現地測量を行い、図面を作成する。(縮尺 1/200)	1 式	0.04km ²

3 調査計画業務

項 目	内 容	数 量	備 考
(1) ポンプ場基本設計	設計内容：難易度補正Ⅱ 機場区分：排水機場 吐出量区分： $1.0 < Q < 3.0 \text{ m}^3/\text{s}$ 基礎区分：杭基礎 ポンプ台数補正率：1.0	1 式	
現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。	1 式	
資料の検討	基本設計のため貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	1 式	
比較検討	概略の調査資料に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の概定比較を行う。	1 式	個別補正 0.5

仮締切堤設計	締切のタイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	1 式	
点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	
(2) 湛水解析		1 式	
排水基本諸元整理	流出率、洪水到達時間等決定	1 式	
排水量の算定	ハイドログラフ作成(1/2、1/10、1/20年確率)、右岸・左岸及び地区内流域整理	1 式	
地区湛水解析データ整理	流域別、地区標高別面積整理等	1 式	
外水位検討	外水位検討(1/2、1/10、1/20年確率)、既存資料、聞き取り結果等の整理	1 式	
地区湛水解析	排水計算プログラム作成、地区湛水状況再現検討(1/2、1/10、1/20年確率)、現況・計画・旧況・なかりせば12ケースの検討	1 式	
排水施設基本計画	排水機場構想計画、概略図作成、概略数量算定	1 式	
(3) 機能診断		1 式	
機能診断 点的構造物		1 式	排水機場及び水門設備
問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1 式	
健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	1 式	

性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	1 式	
機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせる対策シナリオを複数作成する。	1 式	
機能診断 用排水ポンプ		1 式	横軸、2 台
概略診断 機能診断評価(健全度評価)	概略診断調査の結果から、施設機械設備における健全度ランクの区分に基づき、設備・装置・部位の性能低下状態やその要因を把握し、健全度を総合的に判定する。	1 式	
性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測（余寿命予測）を行う。	1 式	
機能保全対策の検討	機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。 劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。	1 式	
(4) 事業計画資料作成		1 式	
計画概要表作成	計画概要表を作成する。	1 式	
計画一般図作成	計画一般図を作成する。	1 式	

事業計画概要書作成	事業計画概要書を作成する。	1 式	
計画概要書用基礎資料作成	計画書概要書用の基礎資料を作成する。	1 式	
計画書用基礎資料作成	計画書用の基礎資料を作成する。	1 式	

（業務上の留意事項）

第 11 条 本業務の実施に当たり、特に留意する点は、以下のとおりである。

1. 業務に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
2. 業務に当たって使用した理論、公式、文献等はその出典及びページを報告書に明示するものとする。
3. 事業量及び事業費の算定に当たっては、その算定根拠を明確にし、計算過程を省略してはならない。
4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

（作業の留意点）

第 12 条 本業務の作業上、特に留意する点は、以下のとおりである。

1. 作業に伴う立木伐採等については、事前に調査職員と打合せし、承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た上で必要最小限に留めるものとする。また、伐採木は所有者の承諾を得た場所に整理し、トラブルの生じないようにする。

（管理技術者）

第 13 条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士及び R C C M（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

第4章 打合せ

(打合せ)

第14条 打合せ時期及び回数等は次に示すとおりである。なお、打合せ書はその都度取り交わすものとする。

回数	作業段階	内 容
第1回	作業着手前	・業務の基本的事項及び業務計画等について
第2回 第3回	中 間	・業務の細部条件、構造細目等について
第4回	報告書原稿 作成段階	・業務成果の確認、とりまとめ方法等について

第5章 成果物

(成果品)

第15条 提出すべき成果品及び提出部数は、農村整備設計業務共通仕様書第2-5条に掲げるもののうち次に示すものとする。

成果品名	規格	部数	備考
1 業務報告書	A-4 横版	1 部	・ 事業計画資料 ・ 図面等
2 電子成果品	電子媒体 (CD-R 等)	1 部	報告書の内容を全て電子データ化すること。

(成果品の装丁等)

第16条 成果物の装丁等は、次のとおりとする。

1. 業務報告書は、原則として1冊にまとめること。ただし、合冊が不可能な場合は分冊しても良いこととする。
2. 業務報告書の装丁は、チューブ式ファイルとする。
3. 提出先は、青森県西北農林水産事務所農村計画課（五所川原市大字吹畑字藤巻24-12）とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第17条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応 募 資 格	判 定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30 点)	企業評価〔10 点満点〕	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価〔20 点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士 (農業部門: 農業土木、農業農村工学)、 博士 (農学)	7 点
	②農業土木技術管理士、R C C M (農業土木部門)	4 点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6 点
	②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③上記以外	0 点
	30 点×技術力評価得点／技術力評価満点	
		点
2 価格評価 (70 点)	70 点× (1 - 見積価格／予定価格)	
		点
合 計 (100 点)		
		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「□□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県西北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 排水機場の調査計画業務とする。
 - ② それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技 師 長	主任 技 師	技 師 A	技 師 B	技 師 C	技 術 員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年